

第7期古賀市介護保険運営協議会（平成31年度第5回）議事録

標題の件について、下記のとおり実施したので、古賀市介護保険運営協議会規則（以下「運営協議会規則」という。）第6条に基づき議事録を作成する。

1. 日時 令和2年3月24日（火）19時00分から20時30分まで
2. 場所 サンコスモ古賀 201研修室
3. 出席委員 甲斐信博 会長、福岡綱二郎 副会長
大久保康裕 委員、高田武代 委員、加藤伊知郎 委員
河村正彦 委員、柴田壽一 委員
中野淳子 委員、前野早月 委員
4. 欠席委員 酒井康江 委員
5. 傍聴者 なし
6. 報告・議事
 - (1) 第8期介護保険事業計画策定の基礎資料となる高齢者実態調査について
 - (2) 介護保険サービス事業所指定に係る市町村協議について
 - (3) 保険者機能強化推進交付金の交付決定と用途について
 - (4) 地域密着型サービス事業所の運営状況について
 - (5) 居宅介護支援事業、第1号訪問型・通所型サービスの指定について
 - (6) 古賀市介護保険事業計画（2018～2020年度）の進捗状況について
 - (7) 令和2年度における第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定スケジュールについて
 - (8) 平成31年度古賀市介護予防支援業務委託事業所について
 - (9) 地域包括支援センターの今後の方向性について
7. その他
 - ・新型コロナウイルス感染症に対する対策について
 - ・「今こそお家トレーニング（家トレ）で元気づくり」について
 - ・地域支え合いネットワーク通信 VOL8 の発行について
 - ・議事録について
 - ・次回開催日程 5月予定（年間8回開催予定）

8. 資料

- 【資料1】第8期介護保険事業計画策定の基礎資料となる高齢者実態調査について
- 【資料2】介護保険サービス事業所指定に係る市町村協議について
- 【資料3】保険者機能強化推進交付金の交付決定と使途について
- 【資料4】地域密着型サービス事業所の運営状況について
- 【資料5】居宅介護支援事業、第1号訪問型・通所型サービスの指定について
- 【資料6】古賀市介護保険事業計画（2018～2020年度）の進捗状況について
- 【資料7】令和2年度における第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定スケジュールについて
- 【資料8】平成31年度古賀市介護予防支援業務委託事業所について

9. 署名（規則第6条第2項）

会長	印
会長の指名する出席委員	印

10. 会議内容

(1) 部長あいさつ

(2) 会長あいさつ

(3) 第8期介護保険事業計画策定の基礎資料となる高齢者実態調査について 資料1
事務局より、資料1の1、2について説明。

【質疑】

- 高齢者実態調査の回収率について事務局はどう思っているか。
⇒ 1. 日常生活圏域ニーズ調査については、回収率が約6割で、ほぼ目標通りであったが、在宅介護実態調査については、目標が6割であったが、到達できなかった。
- 2. 在宅介護実態調査について、回収率が伸びなかった原因にはどういったものがあるか。
⇒ 入院中等があった。文書で再度依頼すること等も考えられたが、予算の都合上、実現できなかった。効果のある方法を考える必要がある。

【意見】

- 在宅介護実態調査について、回収率がなぜ伸びなかったのかを分析し、今後の対策に活かす必要がある。

(4) 介護保険サービス事業所指定に係る市町村協議について 資料2

事務局より、資料2について説明

【質疑】

- 県との協議に時間がかかっている理由は。
⇒ ほかに事例がないため、慎重な対応。県には引き続き働きかけていきたい。

(5) 保険者機能強化推進交付金の交付決定と使途について 資料3

事務局より、資料3について説明

【意見】

- 交付金の金額は市町村によって違うのか。
⇒ 差はあるが、高齢者人口によっても違うため、点数が高いから金額が高いわけではない。
- 点数の差は大きいのか。
⇒ 大きいと聞いている。

(6) 地域密着型サービスの運営状況について 資料4

事務局より、資料4について説明

- 実地指導で指摘した事項について、改善されたかどうかの確認はどうしているのか。
- ⇒ 指定更新時の現地確認の際に行っている。また、内容によっては、期限を決めて報告を求めている。
- 施設の基準違反となるのか。
- ⇒ 国の通知の解釈を間違っている等で、施設としては全くできていないという訳ではない。施設がこの程度でよいと思っていたことに対して、ここまでしてくださいという指導が多かった。
- 実地指導で指摘している刃物とは具体的にどういったものか。
- ⇒ 包丁等である。

(7) 居宅介護支援事業、第1号訪問型・通所型サービスの指定について 資料5

事務局より、資料5-1, 5-2, 5-3について説明。

【質疑】

- 利用料金について、事業所の所在地で金額が変わると聞いたが本当なのか。
- ⇒ 各市町村で級地区分が設定されており、単価が異なる。事業所は施設所在地の単価にサービス別の単位とかけて給付費を計算することになるため、所在地によって金額は変わる。しかし、事業所によって、加算や食事代等も異なるため、所在地というより事業所によって異なっており、そこを勘違いされているかもしれない。
- 住民票の住所と実際に住んでいるところが異なる場合、1年以内に住所を異動しなさい等という期限はあるのか。
- ⇒ 介護保険法でいえば、そういった期限はない。

(8) 古賀市介護保険事業計画（2018～2020年度）の進捗状況について 資料6

事務局より、資料6について説明。

【質疑】

- 介護職員の不足について、何か対応をしているか。
- ⇒ 現時点ではまだできていない。

【意見】

- 求人についてのチラシをポスティングしても人材が集まらない。事業所と行政で何か協力し合えればと思う。
- うつ予防として、精神対話士という資格がある。メンタルケア協会等の活用も良いのではないか。

【質疑】

- 地域リハビリテーション活動支援事業の実施団体は自治会単位なのか。
- ⇒ 実施団体としては、5～10人単位で行政区とはしていない。リハビリ専門職やデイサービス等の介護職員が、地域に出向いて行っている。体験会もしている。
- 介護予防について、なかなか数値化することは難しいが評価をすることは必要。例えば初回認定時の平均年齢が上がっていることも1つの評価になったりするのか。
- ⇒ 適正化事業で調査している。

【意見】

- 良ければ次回で報告してほしい。

(9) 令和2年度における第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定スケジュール

について 資料7

事務局より、資料7について説明。

(10) 平成31年度古賀市介護予防支援業務委託事業所について 資料8

事務局より、資料8について説明。

(11) 地域包括支援センターの今後の方向性について

事務局より、2月5日の文教厚生委員会で説明を行い、納得が得られたことについて説明。

【質疑】

- 地域包括支援センターの委託先による利用者の囲い込みがあっている事例があるが、利用者が複数のサービスから選択できるという権利を守るためにはどうするのか。
⇒ 1カ所では囲い込みも見えにくいと思う。委託先を複数にすることで、ある程度解消されると思う。また、基幹型包括支援センターは残すので、そこで、委託先を指導していく。

【意見】

- 基幹型包括支援センターがどうやって管理していくのか、公平性を保つのか、指針を示すべきだと考える。また、委託先の公募説明会でも、古賀市の指針をしっかりと説明すべきである。

(12) その他

事務局より、次の3点について説明。

- ・新型コロナウイルス感染症に対する対策について
- ・「今こそお家トレーニング（家トレ）で元気づくり」について
- ・地域支え合いネットワーク通信 VOL8 の発行について

次回開催は、5/12（火）の週で日程を決めたい。